

[事案 2021-175] 契約者貸付無効等請求

・令和4年3月9日 裁定終了

<事案の概要>

無断で契約者貸付が行われたこと等を理由に、契約者貸付の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成17年5月に契約した終身保険(契約①)および同年9月に契約した終身保険(契約②)について、契約者貸付用のカードの発行手続きをしたことはなく、契約者貸付手続きは、死亡した配偶者と募集人が無断で行ったものであることから、契約者貸付および利息を無効としてほしい。また、平成4年5月に契約した終身保険(契約③)について、知らない間に解約されていたことから、解約を無効としてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①②のいずれの契約者貸付についても、カード情報を受け、暗証番号を確認したうえで、当社の担当部署が善意で契約者貸付を行っているところ、当社の規程において暗証番号が一致している場合には当社は免責されると規定されており、また改正前民法第478条(債権の準占有者への弁済)が準用されるので、いずれの契約者貸付も有効である。
- (2) 契約③については、申立人が署名押印した年金支払請求書にもとづき、平成17年から5年間、申立人名義の指定口座宛に年金を支払い、契約は消滅している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に無断で契約者貸付および解約が行われたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。